

# 後期高齢者医療

75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度で、保険料を滞納した人に対する差し押さえなどの滞納処分が、2017年度までの9年間で約8倍に増えていました。厚生労働省が日本共産党的田村智子参院議員に提出した資料から判明したものです。

# 9年間で8倍に 保険料滞納処分

田村参院議員への

厚労省資料で判明

後期高齢者医療制度が施行・  
実施された翌年の09年度に滞納  
処分を受けた件数は834件で  
17年度には6816件

と約8倍になりました。

一方で、保険料の滞納者数は  
31万3113人（10年度）か  
ら、22万25538人（17年度）  
へと減少。滞納額も80億803  
万円から77億804万円へと減  
少ししています。

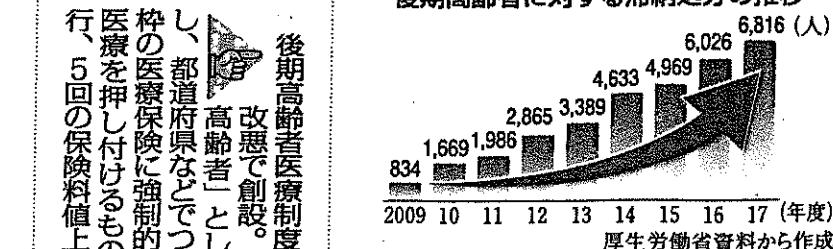
17年度に滞納処分の割合が最  
も高かったのは、滞納者158  
県は14・5%で、同3万4千  
円。滞納額が10万円未満の人に対しても処分が行われている状況がみられます。

## 特例廃止でさらなる負担増狙う

解説

後期高齢者医療の「通徴収」になります。

保険料は、約8割の人が年金から天引きされる「特別徴収」です。年金が年額18万円未満の場合や、保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接支払う「普通徴収」になります。月に一方5千円程度の年金が無年金などの低所得者が多く、後期高齢者に負担を押し付けるものであります。



後期高齢者医療制度 改悪で創設。75歳以上の高齢者を「後期高齢者」として74歳以下の人と切り離し、都道府県などにつくる広域連合が運営する別枠の医療保険に強制的に加入させ、負担増と差別化の医療を押し付けるものです。08年の制度導入移行、5回の保険料値上げを実施しています。

後期高齢者医療制度 2006年の医療保険法

滞納者数・額ともに減っているのに、滞納処分が激増している背景には、これまで自公政権がおこすめてきた徴収強化や、「負担増と差別化」などを口実にして、減免や分割など個々の

高齢者医療制度を最大9割軽減している特例措置を廃止し、7割軽減にしようとしています。いまでも大きな高齢者の負担を増やすものにはなりません。

（北野ひろみ）